高知県公立大学法人評価委員会の業務内容の改正について

- 1 公立大学法人の業務実績の評価を行う。
 - ア 各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価(法28条、30条→法78条の2)
 - 新※中期目標期間の業務実績評価は、中期目標期間の最終事業年度の前々年度の実績 見込みを行ったうえで、中期目標期間終了後再度評価を行う。(法78条の2第1項)
 - 新※評価は、法人が、各事業年度終了後3か月以内に、規則で定めるところにより、自らの評価の結果を明らかにした報告書(要公表)を評価委員会に提出することにより行う。 (法78条の2第2項)
 - ※評価は、総合的な評定を付して行う義務があり、各事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。 (法28条第2項、30条第2項→法78条の2第3項)
 - ※中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。(法79条)
 - イ 評価結果の法人への通知(法28条第3項→法78条の2第4項)
 - ウ (評価結果を踏まえた)法人に対する業務運営の改善その他の勧告<u>(法28条第3</u> 項→法78条の2第4項)
 - エ 評価結果・勧告内容の知事への報告・公表 (法28条第4項→法78条の2第5項)
- 2 知事は、次に掲げる事項について、評価委員会の意見を聴かなければならない。 新※評価委員会は、意見をのべたときは、公表しなければならない。(法11条第3項)
 - ア 中期目標の策定、変更(議会の議決が必要)(法25条)
 - イ 中期目標期間終了時の業務の継続の必要性、組織の在り方、その他組織及び業務 全般の検討(法31条→法79条の2)
 - ウ 中期計画の認可(法26条第3項→法78条第4項)
- 廃工 業務方法書の認可(法22条第3項)
- 廃オ 各年度の財務諸表の承認 (法34条第3項)
 - (財務諸表) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 利益の処分又は損失の処理に関する書類
 - 行政サービス実施コスト計算書、その他の附属明細書
- <u>廃</u>カ 各年度の損益計算後の残余の額を、中期計画に定める「剰余金の使途」に充当することの承認 (法40条第5項)
- <u>廃</u>キ 中期目標期間における積立金を、次期中期目標期間の業務財源に充当することの 承認 (法40条第5項)
- 廃ク 中期計画に定める限度を超える短期借入金の認可 (法41条第4項)
- 廃ケ<u>資金不足のため償還することができない短期借入金の借り換えの認可(法41条第</u>4項)
 - コ 出資等に係る不要財産の県への納付の認可(議会の議決が必要) (法42条の2第 5項)

- 廃サ 出資等に係る不要財産の県への納付の免除の認可(法42条の2第6項)
 - シ 重要な財産の処分の認可(議会の議決が必要) (法44条第2項)
 - ス 法人の合併の認可(議会の議決が必要)(法108条第2項、112条第2項)
- 3 評価委員会は、次に掲げる事項について、知事に意見の申し出をすることができる。
 - 役員の報酬等の支給基準が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて (法 56 条第 1 項で準用する法 49 条第 2 項)
- ※()は、地方独立行政法人法の条項